

2024年12月2日

お客様各位

ENEOS株式会社

ENEOS Charge Plus 充電サービス 会員利用規約の改定について

平素は、「ENEOS Charge Plus」の充電サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

本年12月2日付「全長5.5m以下のEVトラックが利用可能なサービスステーションについて ～「ENEOS Charge Plus」がEVトラックの経路充電ニーズにお応えします!～」にてお知らせいたしましたとおり、当社ENEOS Charge Plus 特設サイトにて全長5.5m以下サイズ利用可能SSを公表いたしました。

つきましては、ENEOS Charge Plus 充電サービス 会員利用規約を 下記のとおり改定しております。

お客様におかれましては、引き続き「ENEOS Charge Plus」の充電サービスをご愛顧 賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定する規約

ENEOS Charge Plus 充電サービス 会員利用規約

2. 改定時期

2024年12月2日(月)

3. 改定内容

- ・EVトラックに係る「貨物自動車等」の定義の追加(第2条)
- ・貨物自動車等による本サービスの利用場所の追加(第18条)

ENEOS Charge Plus 充電サービス 会員利用規約

第1条 (目的)

この会員利用規約（以下「本規約」といいます。）は、ENEOS 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「本サービス」（第2条で定義します。）を「会員」（第2条で定義します。）が利用する各種条件を定めたものであり、会員は本サービスの利用に対し本規約が適用されることに同意します。

第2条 (定義)

本規約における用語は、それぞれ次の通り定義されるものとします。

1. 「会員」とは、本条第5項に定める本サービスについて所定の手続きを経て会員登録され、当社が入会を認めた個人又は法人をいいます。
2. 「EV」とは、Electric Vehicle の略で、電気を駆動力としてバッテリーに電気を蓄える装置を搭載した自動車をいいます。
3. 「PHV」及び「PHEV」とは、Plug-In Hybrid Electric Vehicle の略で外部電源から充電できるタイプの自動車をいいます。
4. 「電動車両」とは、EV、PHV 及び PHEV をいいます。
5. 「貨物自動車等」とは、専ら貨物を積載し、輸送する自動車をいいます。
6. 「本サービス」とは、会員が当社の指定する充電スポット（当社の提携先の充電スポットを含みます。）において、会員専用発行した会員ワンタイムパスワード、充電会員カード又は EV 充電アプリ等、その他当社が指定する方法を用いて、充電器の利用を行うための認証（以下それぞれ「会員ワンタイムパスワード認証サービス」、「充電会員カード認証サービス」、「EV 充電アプリ認証サービス」といい、総称して「認証サービス」といいます。）を受けて、会員が電動車両の充電を行うサービスをいいます。
7. 「充電スポット」とは、次項に定める充電器が設置してある場所のうち、会員が本サービスを利用することができる当社指定の充電場所をいいます。なお、充電スポットには、充電器が設置されている駐車場や店舗を含みます。
8. 「充電器」とは、電動車両を充電するための急速充電器及び普通充電器をいいます。
9. 「認証機」とは、充電器に設置又は組み込まれた、会員の認証に必要な情報を読み取り、有効な会員であることを認証する機器をいいます。
10. 「会員ログインID」とは、当社が会員に付与する、当社 WEB サイトのお客ページにアクセスする際に必要となる ID をいいます。原則として、1 会員に対し 1 つの会員ログイン ID を付与するものとし、複数の会員ログイン ID の保有を認めないものとします。
11. 「会員ログインパスワード」とは、当社 WEB サイトのお客ページにアクセスする際に必要なログイン用のパスワードをいいます。
12. 「充電会員カード」とは、本サービスを利用するために必要な、当社の発行する認証カ

ードであって、あらかじめ会員の認証に必要な情報が電磁的に記録されているものをいいます。原則として、会員ごとに2枚まで発行できるものとします。ただし、会員が法人の場合は第15条第2項ただし書きに基づく利用者ごとに1枚までの充電会員カードを発行できるものとし、3枚以上の充電会員カードの発行から受け付けます。

13. 「会員ワンタイムパスワード」とは、6ケタの番号であって、会員ワンタイムパスワード認証サービスについて所定の手続きを経た後に当社が会員に発行するものをいいます。

14. 「EV 充電アプリ」とは、当社が本サービスの利用のために提供するスマートフォン用アプリケーションをいいます。

15. 「決済代行会社」とは、当社が指定する充電料金の回収を代行する会社をいいます。

16. 「クレジットカード」とは、日本国内のクレジットカード会社が会員の信用を審査した上で会員に発行する決済用のカードをいいます。海外発行のクレジットカードは含みません。

17. 「クレジットカード会社」とは、AMEX、VISA、MASTER、DINERS CLUB、JCB のいずれかのカード決済を引き受ける会社をいいます。

18. 「EneKey」とは、当社が提供する非接触型の決済ツール EneKey、および ENEOS 公式アプリに搭載の決済機能モバイル EneKey をさします。

第3条（会員登録の申込み及び会員契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する個人又は法人（以下「申込者」といいます。）は、当社所定の必要登録事項を、当社 WEB サイト又は申込書等を通じて会員登録の申込みを行うものとします。

2. 前項の申込みに対して、当社が承諾の通知を送付したときに会員登録が完了し、当社と申込者の間で会員契約が成立するものとします。

3. 申込者が、第24条第1項第1号（反社会的勢力の排除）のいずれかに該当する場合、当社は会員登録の申込みを承諾しません。

4. 前項に該当する場合のほか、本サービスの利用を認めることが適当でないと当社が判断した場合（本サービスの申込者の所有するクレジットカードの有効性を確認することができない場合を含みます。）、理由の開示をすることなく、申込みを承諾しないことがあります。

第4条（会員ログイン ID とパスワードの管理）

1. 当社は、会員登録が完了した会員に、会員ログイン ID（メールアドレス）と会員ログインパスワードを発行します。会員ログイン ID と会員ログインパスワードとは、当社 WEB サイトのお客様ページにアクセスする際、および EV 充電アプリにログインする際に必要なログイン用の ID とパスワードをいいます。

2. 会員は、前項の会員ログイン ID と会員ログインパスワードを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。また会員は、会員ログイン ID と会員ログインパスワー

ドを自身以外の第三者に通知、貸与、譲渡することはできないものとします。

3. 会員は、第三者による会員ログイン ID と会員ログインパスワードの不正な使用が判明した場合、又は会員ログインパスワードの流出等により会員ログインパスワードを第三者が知りうる状況になった場合、速やかに当社コールセンターに対して連絡するものとします。
4. 当社 WEB サイトのお客様ページにおいて会員ログイン ID と会員ログインパスワードが不正に使用され、会員に損害が生じた場合（前項の連絡があった場合を含みます。）は、当社はその責任を一切負わないものとします。また当社に損害が発生した場合は、会員にその帰責事由に応じて、損害賠償を請求することがあります。

第 5 条（充電会員カードの貸与）

1. 当社は、充電会員カードの発行手続きを行った会員に対して、充電会員カードを貸与するものとします。
2. 会員は、当社から貸与を受けた充電会員カードを善良な管理者の注意義務をもって、使用及び保管するものとします。
3. 会員は、第 17 条第 2 項ただし書き（本サービス利用上の注意）による場合を除き、登録した本人（法人の場合は当該法人およびそのグループ会社の役員又は従業員）のみが充電会員カードを使用するものとし、その他の者に使用させてはならないものとします。
4. 法人会員カードの発行を受ける事業者（当社と代理店契約を締結している事業者を除きます。）は、当該法人およびそのグループ会社以外が利用する充電会員カードの募集活動を行うことはできません。

第 6 条（本サービスの利用方法）

1. 会員は、充電スポットに設置された充電器の認証機に充電会員カードに記録された電磁的情報を読み取らせて認証を受けたとき、又は認証機に会員ワンタイムパスワードを入力して認証を受けたときに、又は個人会員が EV 充電アプリにログインし同アプリ上で充電器を選択して認証を受けたとき本サービスの利用ができるものとします。
2. 会員は、本規約、当社が当社 WEB サイトに公表又は書面により通知（電磁的方法を含みます。以下同様とします。）した本サービスに関するお知らせ、充電スポットに掲示される利用方法その他の注意事項（以下「本規約等」という。）に従い、本サービスを利用することができるものとします。
3. 本サービスは、会員登録が完了した時点から利用することができます。

第 7 条（本サービス利用期間）

1. 会員は、本サービスを会員登録の完了時から会員資格の喪失時（解除、解約の場合を含みますが、これに限られないものとします。以下、同様とします。）まで利用することがで

きます。

2. 当社は、当社 WEB サイトにおける公表又は書面による通知により、本サービスを終了する場合があります。その場合、本サービスの利用期間は当社 WEB サイトにおける公表又は書面による通知により、終了の時期をお知らせします。

第 8 条（会員ワンタイムパスワード認証サービス）

1. 会員ワンタイムパスワード認証サービスの利用希望者は、当社所定の事項に同意し、当社 WEB サイト等で入力する方法により、申込みを行うものとします。
2. 前項の申込みに対して当社が承諾した場合、当社は会員ワンタイムパスワードの発行を行います。会員は充電器及び認証機を操作し、会員ワンタイムパスワードを入力することで、会員ワンタイムパスワード認証サービスを利用することができます。
3. 当社は、会員ワンタイムパスワード認証サービスの利用を認めることが適当でないと判断した場合（会員が所有するクレジットカードの有効性を確認することができない場合を含みます。）、理由の開示をすることなく、当該申込みを承諾しないことがあります。
4. 会員は、発行された会員ワンタイムパスワードを使用して、パスワードが発行された時点から 24 時間経過するまでの間、1 回のみ充電することができます。

第 9 条（会員ワンタイムパスワード認証サービス利用時の支払い）

1. 前条の会員ワンタイムパスワード認証サービスを利用する場合の充電料金の支払いについて、当社は、原則として会員が本サービスを利用した翌月の指定日に、会員が登録したクレジットカード会社に対して当該充電料金を決済処理するものとします。
2. 前項の場合、当社が決済処理した日と当該クレジットカード会社が定める締日及び実際の処理日との関係において、会員とクレジットカード会社の間で定められた引き落とし日が翌月又は翌々月にずれることによって生じた会員の損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. クレジットカード会社の規定その他の事由により、当社が、本条第 1 項に定める充電料金についてクレジットカード会社から支払いを受けられない場合、会員は、充電料金を、当社が指定する方法により直ちに当社に支払うものとします。
4. 会員ワンタイムパスワード認証サービスの利用に関する支払いについて、本規約に定めがない事項についてはクレジットカード会社の規約に従うものとします。

第 10 条（充電会員カード認証サービス）

会員は、充電会員カードを充電器又は認証機の読み取り部に所定の方法でかざし、また充電器及び認証機を操作することで、本サービスを受けることができます。

第 11 条（充電会員カード認証サービス利用時の支払い）

1. 前条の充電会員カード認証サービスを利用する場合の充電料金の支払いについて、当社は、原則として会員が本サービスを利用した翌月の指定日に、会員が登録したクレジットカード会社に対して当該充電料金を決済処理するものとします。
2. 前項の場合、当社が決済処理した日と当該クレジットカード会社が定める締日及び実際の処理日との関係において、会員とクレジットカード会社の間で定められた引き落とし日が翌月又は翌々月にずれることによって生じた会員の損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. クレジットカード会社の規定その他の事由により、当社が、本条第1項に定める充電料金についてクレジットカード会社から支払いを受けられない場合、会員は、充電料金を、当社が指定する方法により直ちに当社に支払うものとします。
4. 充電会員カード認証サービスの利用に関する支払いについて、本規約に定めがない事項についてはクレジットカード会社の規約に従うものとします。
5. 会員は、充電会員カードの不具合、紛失、盗難等により、同一の充電会員カードによる充電会員カード認証サービスを利用できなくなった場合において会員に損失、損害が発生したときであっても、当社及びクレジットカード会社はその一切の責任を負わないものとします。

第12条 (EneKey 認証サービス)

1. 会員は、事前に当社 WEB サイトで紐づけが完了した EneKey によって、本サービスにかかる電動車両の充電料金を支払う場合に限り、会員として EneKey を認証に利用することができます。この場合、利用者は、EneKey を充電スポットに設置されている充電器又は充電コントローラーの読み取り部に所定の方法でかざすことで、認証を受けることができます。
2. 前項の認証は、EneKey の会員番号等を用いてなされるものとし、利用者は、当該読み取り部にかざした利用者の EneKey から、当社が、当社 WEB サイト (https://member.eneos-chargeplus.com/encms/eusers/privacy_policy/) において掲示する「プライバシーポリシー」所定の目的のために EneKey の会員番号等を取得し、管理することにあらかじめ同意するものとします。

第13条 (EneKey 認証サービス利用時の支払い)

1. 前条の EneKey 認証サービスを利用する場合の充電料金の支払いについて、当社は、原則として利用者が本サービスを利用した日の翌日に、EneKey に登録されたクレジットカード会社に対して当該充電料金を決済処理するものとします。
2. 前項の場合、当社が決済処理した日と当該クレジットカード会社が定める締日及び実際の処理日との関係において、利用者クレジットカード会社の間で定められた引き落とし日が翌月又は翌々月にずれることによって生じた利用者の損害については、当社は一切の

責任を負わないものとします。

3. クレジットカード会社の規定その他の事由により、当社が、本条第1項に定める充電料金についてクレジットカード会社から支払いを受けられない場合、利用者は、充電料金を、当社が定める方法により直ちに当社に支払うものとします。
4. EneKey 認証サービスの利用に関する支払いについて、本規約に定めがない事項についてはクレジットカード会社の規約及び EneKey 会員規約に従うものとします。

第14条 (EV 充電アプリ認証サービス)

個人会員は、EV 充電アプリにログインした状態で、同アプリ上で充電器を検索するなどの方法で充電器を特定し、充電開始の操作をすることで、本サービスを受けることができます。

第15条 (EV 充電アプリ認証サービス利用時の支払い)

1. 前条の EV 充電アプリ認証サービスを利用する場合の充電料金の支払いについて、当社は、原則として会員が本サービスを利用した翌月の指定日に、会員が登録したクレジットカード会社に対して当該充電料金を決済処理するものとします。
2. 前項の場合、当社が決済処理した日と当該クレジットカード会社が定める締日及び実際の処理日との関係において、会員とクレジットカード会社の間で定められた引き落とし日が翌月又は翌々月にずれることによって生じた会員の損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. クレジットカード会社の規定その他の事由により、当社が、本条第1項に定める充電料金についてクレジットカード会社から支払いを受けられない場合、会員は、充電料金を、当社が指定する方法により直ちに当社に支払うものとします。
4. 充電会員カード認証サービスの利用に関する支払いについて、本規約に定めがない事項についてはクレジットカード会社の規約に従うものとします。
5. 会員は、EV 充電アプリの不具合、スマートフォンの紛失、盗難等により、EV 充電アプリによる EV 充電アプリ認証サービスを利用できなくなった場合において会員に損失、損害が発生したときであっても、当社及びクレジットカード会社はその一切の責任を負わないものとします。

第16条 (本サービスの対価としての充電料金)

1. 会員は、第3条第1項 (会員登録の申込み及び会員契約の成立) により会員契約が成立したときは、当社 WEB サイト等に掲示する料金プラン表に基づき、充電会員カード発行手数料及び本サービスの利用の対価として充電料金 (月会費が発生する料金プランの場合は、月会費を含みます。) を支払うものとします。なお、月会費については、第3条第1項 (会員登録の申込み及び会員契約の成立) により会員契約が成立した月から支払うものとします。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全て会員の負担とします。
3. 充電料金は、その月の1日から末日までの間に会員が認証サービスを用いて充電した実績によるものとし、充電実績及び充電料金は当社 WEB サイトのお客様ページで確認することができます。なお、電動車両への充電が月をまたいで行われた場合は、当該充電実績及び充電料金は、充電を利用開始した日の属する月のものとして扱います。
4. 充電時間の単位は分とし、充電時間が1分未満の場合は充電量が0.1kWh以上であれば切り上げとします。1分以上の場合の端数は、30秒未満は切り捨て、30秒以上は切り上げます。(例えば、1分20秒の利用の場合、充電時間は1分として計算されます)。また、料金計算における金額の単位は1円とし、消費税込み計算時のその端数は、切り捨てます。
5. 第9条(会員ワンタイムパスワード認証サービス利用時の支払い) および第11条(充電会員カード認証サービス利用時の支払い)にかかわらず、会員が法人である場合は、別途決済代行会社が指定する日にち、および支払い方法に基づき充電料金を支払うものとし、なお、当社が会員である法人に対して有する充電料金にかかる債権を決済代行会社に対して譲渡し、決済代行会社が当該会員に対して充電料金の請求をすることがあることをあらかじめ承諾するものとし、ます。
6. 会員は、電動車両の駆動用電池の残量、温度、車種及び充電器の最大出力仕様等の条件により時間当たりの充電量が異なるため、本サービスが一定時間あたりの充電量を保証するものではないことを十分に理解した上で本サービスを利用するものとし、ます。
7. 当社は、第30条第3項(本規約の変更、追加、廃止)により料金プラン表に定める各種料金が改定され、同条第4項によりその改定の効力が生じたときは、会員は、当社に対し、改定後の料金プラン表に基づく利用料金を支払うものとし、ます。
8. 充電料金の支払いについて、本規約に定めのない事項についてはクレジットカード会社の規約に従うものとし、ます。
9. 会員は、当社 WEB サイトのお客様ページにおける本サービスの利用履歴画面及び決済代行会社が発行するもの以外の料金明細書面及び領収証について、発行されないことをあらかじめ承諾するものとし、ます。

第17条(本サービス利用上の注意)

1. 会員は、本サービスを利用するにあたって、本規約の内容を理解し、事前に電磁的方法等により本規約に同意した上で会員になるものとし、ます。
2. 本サービスを利用できるのは会員本人のみとします。本人以外の第三者が本サービスを利用し、会員及び当該第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。ただし、会員が法人である場合、会員は当該法人の役員及び従業員に対して、本規約等を遵守させることを条件として、会員自身の責任で本サービスを利用させることができるものとし、ます。
3. 会員が第24条(反社会的勢力の排除)に違反する場合、当社は本サービスの利用を拒否できるものとし、ます。

4. 会員は、充電スポットで本サービスを利用するにあたって、当該充電スポットにおいて標識、書面又は係員等からの指示がある場合、その指示に従うものとします。また、会員は、当該充電スポットの営業時間や充電器の故障、事故、メンテナンス、停電その他の事情により、一時的に本サービスを利用できない場合があることを了承します。なお、標識、書面又は係員等からの指示により本サービス以外に、駐車料金等当該充電スポットの利用にかかる請求がある場合には、会員は当該請求に従うものとし、当該請求について当社は一切の責任を負いません。
5. 会員は、本サービスの利用にあたって、各充電器を管理する法人又は店舗等が定める規約、手順、指示等に従うものとします。
6. 本サービスの利用中、会員は、当社が認める場合を除き、充電スポットの敷地内で充電が完了することを待つものとします。また、会員は電動車両への充電完了後、速やかに充電スポットから電動車両を移動するものとします。
7. 当社は、本サービス利用中の電動車両等における盗難等の被害については、損害賠償の責任を負わないものとします。
8. 会員は、急速充電を過度に繰り返すことが蓄電池の充電性能に悪影響を与える可能性があること等、電動車両の特性を十分に理解した上で本サービスを利用し、本サービスの利用に起因する電動車両の性能への影響について、当社が一切の責任を負わないことに同意します。
9. 会員は、電動車両の充電性能及び充電器の出力等の仕様の違い、並びに電動車両の蓄電池残量、充電器の稼働状況又は外気温等の気象条件等のコンディションの違い、その他条件により、充電電力量が異なることを十分に理解した上で本サービスを利用することとし、充電電力量に関しては当社が一切の責任を負わないことに同意します。
10. 会員は、本サービスの利用に際して、電動車両のタイマー充電機能（充電開始時間セット等）、タイマー空調機能（エアコン開始時間セット等）、及びリモート空調機能（遠隔操作でのエアコンセット等）その他の遠隔操作機能をあらかじめ解除するか、又は使用しないものとします。これらの機能を解除しないで、又は使用して本サービスを利用した場合、充電ができないことや正しい利用時間が計測されないことがあります。この場合、当社は会員が本サービスを利用した通電時間を基準として料金を請求します。なお、本サービスの円滑な利用のため、会員は利用する電動車両のカタログ、取扱説明書等にて、これらの機能の有無及び設定の解除方法をあらかじめ確認するものとします。

第 18 条（本サービスの利用場所）

当社は、充電スポットについて、当社 WEB サイト（<https://eneos-ss.com/search/ev/rwd/top.php>）に掲載するものとします。

なお、会員が電動車両のうち貨物自動車等により本サービスを利用する場合、車長に応じて当社が認めた充電スポット（<https://www.eneos.co.jp/chargeplus/evtruck/>）を利用するもの

とします。

第 19 条（充電会員カードの紛失・盗難等）

1. 充電会員カードの紛失、盗難、滅失又は破損の場合、会員は、直ちに当社 WEB サイトのお客様ページを通じて充電会員カードを停止し、又はその旨を、当社コールセンターへ通知するものとします。
2. 前項に定める場合において、会員が充電会員カードの再発行を希望するときは、会員は、充電会員カードの再発行手続きを行うものとします。この場合、当社は原則として再発行手数料を申し受けます。
3. 第 1 項に定める場合において充電会員カードが第三者に使用されたとき、当該第三者による使用に起因して、会員に何らかの損失、諸費用並びに損害が生じても、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第 20 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、当社 WEB サイトで会員が登録した個人情報を、当社 WEB サイト (https://member.eneos-chargeplus.com/encms/eusers/privacy_policy/) において掲示する「プライバシーポリシー」に従い取り扱うものとします。
2. 当社は、当社の責によらない事由により会員の個人情報が漏洩した場合においては、そのために生じた損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、法令等に基づき、裁判所、行政機関その他の公的機関から会員の個人情報の開示を要請された場合には、これに応じるものとします。

第 21 条（会員の責任）

1. 会員は、本サービスを利用するために必要となる電動車両その他これらに付随する備品を、自己の責任と費用において準備し、本サービスを利用するものとします。
2. 会員が、本サービスを利用したことに起因して、第三者から内容の如何を問わず問合せ、クレーム等が通知された場合は、直ちに当社に連絡するものとし、当該問合せ等の内容が会員の帰責事由に基づく場合は、会員が自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。また、会員が本サービスを利用したことに起因して又はこれに関連して、当社が第三者から警告書、クレーム、訴訟、仮処分等の法的権利義務に関する通知・催告・請求を受けた場合は、当社は直ちに会員に通知するものとし、会員が自己の責任と費用で、一切の処理解決をするものとします。
3. 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問又はクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって解決するものとします。
4. 会員は、本サービスの利用により当社又は第三者に対して損害を与えた場合（会員が、

本規約における義務を履行しないことにより当社又は第三者が損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって、その損害を賠償するものとします。また、当社が、会員が責を負うべき損害賠償、損失補償その他の金銭債務について代位弁済した場合、当該弁済額及び合理的範囲内の弁護士費用を含む必要な費用を、会員に求償できるものとします。

第 22 条 (禁止事項)

会員は、本サービスの利用に関して、次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (2) 充電器、認証機の滅失、毀損その他本サービスの利用を妨げるおそれのある一切の行為。
- (3) 他の会員が本サービスを利用することを妨げ、又は妨げるおそれのある一切の行為。(ただし、本規約に従って本サービスを利用する行為を除きます。)
- (4) 本規約又は公序良俗に反する行為。
- (5) 本サービスの運営を妨害する行為。
- (6) 当社の信用を毀損し、又は当社の財産を侵害する行為。
- (7) 第三者又は当社に不利益を与える行為その他当社が不適當であると判断する行為。

第 23 条 (登録内容の変更)

1. 登録した会員情報の内容に変更が生じたときは、会員は当社 WEB サイトのお客ページを通じて会員情報を変更するか、又はその旨を速やかに当社コールセンターに通知するものとします。
2. 前項に伴って、当社が本サービスの提供に支障が生じると判断した場合、又は会員が前項に定める登録内容の変更を怠り、若しくは虚偽の内容を登録したことが明らかとなった場合には、当社は充電会員カード等の利用停止、又は会員契約の解除ができるものとします。この場合、会員に損害が生じても、当社は賠償の責任を負わないものとします。

第 24 条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員は、本サービスの申込み時点で、自ら又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
2. 会員が法人である場合、当該法人は、本サービスの申込みの時点で、自らが次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害等を与える目的をもつ

とするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

4. 当社は、会員が前各項のいずれか一つにでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合は、当該違反の有無につき、会員の調査を行うことができ、会員はこれに協力するものとします。また、会員は、自らが前各項のいずれか一つにでも違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合は、ただちにその旨を当社に通知するものとします。

5. 当社は、会員が前各項のいずれか一つにでも違反した場合は、会員の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続きを要せず、ただちに本サービスの利用資格を取り消し、会員契約を解除することができるものとします。

6. 当社は、前項に基づく解除により会員が被った損害等につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

7. 会員は、本条に違反したことにより当社に損害等を与えた場合、これを賠償するものとします。

第 25 条（本サービスの利用中止等）

1. 当社は、本サービスの提供が不可能又は著しく困難になったと判断した場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

2. 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、会員に事前に予告することなく直ちに本サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

(1) 会員が本規約等に違反している又は違反するおそれがある場合。

(2) 本サービスが不正利用されている疑いがある場合。

(3) 会員ワンタイムパスワード、EneKey、EV 充電アプリ又は電子マネーカード等が不正使用されている疑いがある場合。

(4) システムの障害、充電器又は認証機の不具合等により、本サービスの提供が困難となった場合。

(5) 天災地変その他の不可抗力の事由により、本サービスの全部又は一部が使用不可とな

り、本サービスの提供が困難となった場合。

(6) その他やむを得ない事由が生じた場合。

3. 前項に基づく本サービスの利用の中止によって、会員に不利益又は損害が生じた場合でも、当社は責任を負わないものとします。

第 26 条（会員契約の解除）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告をすることなく直ちに会員契約を解除することができるものとします。

(1) 本規約等に違反したとき。

(2) 第 23 条第 2 項（登録内容の変更）に定める場合に該当したとき。

(3) クレジットカード会社により、会員が決済用に指定したクレジットカードの利用が停止されたとき。

(4) 充電料金（月会費、充電都度料金等を含む）その他の債務の履行を遅滞し、又は支払いを拒否したとき。

(5) 会員が、充電スポット内の建物、設備、機器、設置物等の損壊、窃盗等の加害行為を行ったとき。

(6) 会員が支払停止になったとき。（会員が法人の場合、破産、民事再生、会社更生、特別清算その他の債務整理のための法的手続申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき）

(7) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立て又は滞納処分を受けたとき。

(8) 第 24 条第 1 項から第 3 項（反社会的勢力の排除）のいずれかに違反した場合。

(9) その他、当社が会員として不適当と判断したとき。

2. 前項に基づき、会員契約が解除された場合、会員は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している充電料金その他当社に対して負担する債務の一切（月会費が発生する料金プランの場合は、当該月の月会費を含みます。）を一括して支払うものとします。

3. 会員は、第 1 項各号のいずれかに該当する場合において当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

4. 本条の定めに基づいて、会員契約が解除されたことによって、会員に損失、損害、諸費用が発生した場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

第 27 条（会員契約の解約手続）

1. 会員は、当社 WEB サイトのお客様ページを通じて、解約の申込みをするものとし、当該申込みにより解約が成立したものとします。なお、当社から貸与を受けた充電会員カードは、当社に返却するか、又は、ハサミなどで裁断し、会員にて破棄するものとします。

2. 前項による場合、会員は、会員契約の解約月に係る充電料金（月会費が発生する料金プランの場合は、当該解約月の月会費、及び当該時点までに発生している充電料金等の全額を含みます。）を当社に対して支払うものとします。

3. 本サービスの不具合、当社の運営上の都合等、又は天災地変その他の不可抗力の事由により、本サービスの全部又は一部が使用不能となり、これにより本サービスの提供が困難であると判断した場合には、当社は会員契約を解約することができるものとします。
4. 前項の場合、当社はその旨を当社 WEB サイトにおける公表又は書面による通知により、速やかに公表又は通知するものとし、当該通知をもって解約が成立したものとします。この場合、当社は、この公表又は通知の日が属する月又は当社が別途定めた解約月に係る月会費（月会費が発生する料金プランの場合に限ります。）を会員に対し請求しないものとし、当該解約により会員に損害が発生した場合であっても解約に伴う損害賠償その他の責任を負わないものとします。
5. 会員が利用する電動車両を譲渡、廃車等により使用しなくなった場合でも、当然には解約とならないものとし、会員は、本条第 1 項に基づき解約手続を行うものとします。
6. 会員は、解約時以降、改めて会員登録をしない限り、本サービスを利用することはできません。

第 28 条（損害賠償）

会員は、会員による本サービスの利用に関連して当社又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 29 条（免責事項）

1. 第 11 条第 4 項（充電会員カード認証サービス利用時の支払い）、第 25 条第 2 項（本サービスの利用中止等）及び第 26 条（会員契約の解除）の場合のほか、当社は、次の各号に該当する事由が生じた場合でも、そのために会員に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

(1) 会員が、充電スポットに掲示又は表示される利用方法及びご利用ガイドにおける指示に従わない方法で本サービスを利用したとき。

(2) 当社の責によらない事故により損害が発生したとき。

(3) 当社の責によらない事由により、会員のクレジットカード番号、会員ワントタイムパスワード、充電会員カード、EneKey、又は EV 充電アプリが不正利用されたとき。

2. 理由の如何を問わず、当社は、会員に対し、特別の損害、派生的損害、付随的損害、又は間接損害については、その予見可能性の有無を問わず、賠償の責任を負わないものとします。

3. 当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、本サービスが利用できないことにより会員に生じた不利益又は損害（逸失利益、機会損失を含みます。）について、その責任を負いません。

第 30 条（本規約の変更、追加、廃止）

1. 当社は、本規約の変更が会員の一般の利益に適合するものである場合、又は本規約の目的に反せず、かつ合理的なものである場合には、その内容を随時変更することができ、会員は、変更後の本規約に従うものとします。
2. 前項の場合、当社は変更後の本規約及びその効力発生時期を、当社 WEB サイトにおける公表又は書面による通知により、会員に対して通知又は公表するものとします。
3. 経済情勢又は公租公課等の変動等その他の事由により、本規定に定める利用料金等が不相当になったと判断される場合には、当社は、第 16 条に定める本サービスの利用料金等について、変更することができるものとします。
4. 前項の場合、当社はあらかじめ変更後の利用料金等の内容及びその効力発生時期を、当社 WEB サイトにおける公表又は書面による通知により、会員に対して事前に通知又は公表するものとし、当該通知又は公表に効力発生時期を定めた場合を除き、当該通知又は公表がされたときから変更の効力が生じるものとします。
5. 当社は、本サービスにかかるシステムの保守等、火災、停電、地震、台風、水害、暴動、騒乱、労働争議、大規模災害、重大な事故その他の不可抗力の事由による場合、又は当社が本サービスを終了した方がよいと合理的に判断した場合は、直ちに本サービスの全部又は一部を中断・停止又は終了することができるものとします。ただし、不可抗力の事由による場合以外で、本サービスの提供を終了する場合、当社はその旨を会員に事前に当社 WEB サイトにおける公表又は書面による通知により、通知又は公表するものとします。
6. 前項の場合、会員に損害が生じても当社は一切の責任を負いません。

第 31 条（通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、書面による通知においては、当社は会員が登録した住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第 32 条（専属的合意管轄裁判所）

1. 当社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約に基づく権利行使及び義務履行については、日本法が適用されるものとします。

第 33 条（権利譲渡の禁止）

会員は、当社の事前の書面による承諾なしに、本規約に基づく地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部につき、第三者に譲渡、担保提供その他の一切の処分を行うことができないものとします。

[お問い合わせ先]

ENEOS Charge Plus コールセンター

TEL：0120-75-2345

充電器のご利用に関するお問い合わせ：24時間、365日受け付けております。

充電会員サービスに関するお問い合わせ：9:00-18:00（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

事業者の名称：ENEOS 株式会社

住所：東京都千代田区大手町一丁目一番2号

附則（実施期日）

2022年11月21日 制定・施行

2023年4月10日 改定

2023年9月5日 改定

2023年12月22日 改定

2024年4月1日 改定

2024年12月2日 改定

[特定商取引法に基づく表記]

(1) 事業者の名称：ENEOS 株式会社

(2) 住所：東京都千代田区大手町一丁目一番2号

(3) 代表者：代表取締役社長 社長執行役員 山口 敦治

(4) 電話番号：お客様センター TEL：0120-56-8704

(5) 料金（役務の対価）：充電器又は認証機の充電メニュー選択画面に表示される料金をご参照下さい。

(6) 支払いの時期及び方法

クレジットカードによる支払い

取扱いクレジットカード：

AMEX、VISA、MASTER、DINERS CLUB、JCB

本サービス利用後、充電料金が確定しましたら、ご登録いただいたクレジットカード会社より請求させていただきます。なお、代金の支払期限は各クレジットカード会社の規約によります。

（プリペイドカード、デビットカード、海外発行クレジットカードは使用できません）

(7) 役務の提供時期

本サービスの利用時

(8) その他

商品の性質上、返品はできません。

本サービスにかかるシステムの保守等、火災、停電、地震、台風、水害、暴動、騒乱、労働争議、大規模災害、重大な事故その他の不可抗力事由による場合、又は当社が本サービスを終了した方がよいと合理的に判断した場合は、直ちに本サービスの全部又は一部を中断・停止若しくは又は終了廃止することができるものとします。この場合、当社は会員に損害が生じても、一切の責任を負いません。

充電時間は、充電時間が1分未満の場合は充電量が0.1kWh以上であれば切り上げとなります。1分以上の場合の端数は、30秒未満は切り捨て、30秒以上は切り上げとなります。料金は税込計算後1円未満切り捨てです。

以 上